

理 由 書

今回、区域区分の境界となっていた地形地物等が変更されたことから、区域区分の変更に伴い、用途地域の変更を行うものです。

上今泉三丁目地区については、令和2年国勢調査による人口集中地区としての区域指定に伴う市街化区域への編入に伴い、用途地域を指定するものです。

中新田丸田地区については、土地区画整理事業を円滑に進めるため、市街化区域に編入されたのと同時に、暫定的に第一種低層住居専用地域に指定しています。この度、土地区画整理事業において、居住機能を中心とした複合的な新市街地の形成に資する、より詳細な土地利用計画が定まったことから、本地区の用途地域を本案のとおり第一種低層住居専用地域から第二種住居地域に変更するものです。